

松山市 給食費無償化に関する Q&A (保護者用)

Q1 給食無償化の趣旨・松山市の取組み内容は？

国が推進する学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)の取組みは、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の拡充を図ることを目的としています。

そこで、松山市では、国の支援基準額(月額 5,200 円)に加え、市独自に不足分を支援することで市立小学校児童の学校給食費の完全無償化を実現します。

なお、市立中学校の生徒分や市立幼稚園の園児分は、保護者の経済的負担を増やさないよう、引き続き、食材価格の高騰分(1食あたり中学校90円、幼稚園65円)を市が負担します。

Q2 いつから始まりますか？

令和8年4月から、全国の公立小学校(義務教育学校前期課程や特別支援学校の小学部を含む)で開始します。

※松山市では完全無償化としますが、保護者負担の有無については、自治体により異なります。

Q3 給食無償化の対象者は？

松山市立の小学校に通うすべての児童が対象です。

※生活保護の教育扶助の対象となっている児童については、国の交付金の支援対象とされず、引き続き、生活保護制度による支援が優先されます(教育扶助として生活保護費が支給され、給食費に充当されます)。

※就学援助制度による支援を受けている児童や、特別支援学級に在籍する児童については、令和8年度以降は国の交付金の支援対象となり、給食費が無償化されるため、給食費に関する就学奨励費補助はありません。

Q4 所得制限はありますか？

所得制限はありません。すべての世帯が対象です。

Q5 中学校は無償化対象外ですか？

今回の無償化の対象は小学校のみです。中学校については、引き続き、国の動向を注視しながら検討を進めます。

なお、令和8年度は、引き続き、食材価格の高騰分(1食あたり90円)を市が負担し、保護者の経済的負担を増やさないようにします。

Q6 給食無償化にあたり何か手続きは必要ですか？

手続きは不要です。

なお、給食費の支払いは不要になりますが、給食の提供を希望される場合は、これまでどおり、原則として、入学時などに「学校給食申込書」等の提出は必要です。

Q7 無償化されたら、口座振替の登録は不要ですか？

いいえ。口座振替の登録は必要です。給食費は無償になりますが、教材費等の学校徴収金の支払いには、これまでどおり口座振替が使用されるためです。

Q8 子どもが給食を食べていないのですが、給食停止の手続きは必要ですか？

■不登校の場合(小学校)

給食費が無償化される小学校については、いつ登校しても給食を提供できるよう、給食を準備しますので、原則として、給食停止の手続きは不要です。

ただし、給食停止を希望される場合は、停止を受け付けますのでお子様の通う学校へご相談ください。

■不登校の場合(中学校)

給食費の無償化対象でない中学校については、給食停止を希望する場合は、これまでどおり、お子様の通う学校へお申し出ください。

■不登校以外の場合(小・中学校共通)

例)・食物アレルギーや疾病等の理由により、給食を食べられない場合

- ・宗教的な事情で給食を食べられない場合
- ・病気や入院等により、長期欠席となる場合
- ・スポーツの県外遠征等により、長期欠席となる場合
- ・その他、給食停止が妥当だと判断される場合

これまでどおり、給食停止が可能です。お子様の通う学校へお申し出ください。

Q9 給食を停止・再開する場合の手続きは？

病気による長期欠席やその他の理由で停止・再開を希望される場合は、速やかにお子様の通う学校にお申し出ください。

Q10 小学校の給食費は無償化となりますが、食物アレルギー等の理由で、お弁当を持参している場合はどうなりますか？

食物アレルギー等のやむを得ない理由により、給食を全く食べることができず、毎日お弁当を持参している(完全弁当対応)児童に対しては、給食費相当額(1食あたり320円(R8.3現在))を金銭給付します。※金銭給付の対象となる方には、別途、詳細をお知らせします。

なお、金銭給付の有無及びその理由は下記のとおりです。

	完全弁当対応者 ※1	一部弁当対応者 ※2	不登校者
金銭給付	あり	なし	なし
理由	給食を一切喫食せず、無償化による支援が受けられないため。	弁当以外のメニューは給食を提供するため。	いつ登校しても給食を提供できる体制を整え、登校時には給食を提供するため。

※1……登校しているが、アレルギー等で、毎日弁当を持参し、給食を喫食していない者。

※2……アレルギー等で、おかずなど一部弁当を持参する日がある者。

Q11 現在、未納の給食費がありますが、無償化後はこれも支払わなくてよいですか？

いいえ。無償化前の未納分については、引き続きお支払いいただく必要があります。無償化は令和8年度(令和8年4月～令和9年3月)の小学校の児童分の給食費が対象であり、それ以前の未納分が免除されるものではありません。過去の未納分は速やかに納付をお願いします。